

## 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

平成29年度から本格施行された改正社会福祉法への対応は、6月に開催した初めての定時評議員会、その後の定期的な理事会の開催、会計監査人の導入等、無事に改正後初年度を経過することができた。平成30年度も国や自治体からの情報を確認し、必要な対応を取りつつ適切な法人運営を行っていく。

平成28年度後半に川崎市が突然明らかにしてきた「高齢者・障害児者福祉施設再編整備に関する検討状況について（中間報告）」は、平成29年3月になって「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」として示された。平成29年度末の「第1次実施計画策定」に向けて当事業団も何度か市と協議を実施したが当法人の意向が反映されないまま「第1次実施計画」が策定されようとしている。平成30年度はこの「第1次実施計画」にどう対応していくかが最大の課題となる。当事業団の経営に大きく影響し、将来的には法人の存続にも関わることであるので、慎重に検討を進めていく。

他方、年々深刻化する人材確保への対応や、利用者権利擁護の推進、特にコンプライアンスの強化等、同時進行で考えなくてはならないことが多い。また、平成30年度の報酬改定は、介護保険、障害福祉サービスとともに微増で案が示されているが、景気状況や最低賃金改定による人件費や業務委託費の支出増も大きく、加えて平成31年10月に予定されている消費税改定により、今後もより厳しい収支状況が予測される。それを最小限に防ぐためには改定された報酬の中で確実に加算を取得すること、目標稼働率を達成することが必須であり、そのための制度理解や分析、工夫、努力も各施設で徹底しなければならない。

これら多くの経営課題に対しては、職員一人ひとりが努力して個人やチームの目標を達成していき、その集合体として各施設の、ひいては法人全体の成長につなげていけるように、法人全職員が一体となって対応していく。そのためにも各施設と事務局が協力して法人経営を行っていく。

## 平成30年度 事業計画（法人全体）

### 重点課題

#### 1 「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」への対応検討

平成28年11月に突然市が発表した「高齢者・障害児者福祉施設再編整備に関する検討状況について（中間報告）」は、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」として示されて以降、市は平成29年度末に第1次実施計画を策定するまでの間に運営法人と協議するとしていた。当事業団とも複数回にわたる協議や、9月に実施された「施設運営法人意向調査」等を通して、「基本方針」に対する意見を伝えてきたが、その意向は大きく反映されることなく、平成30年2月に「第1次実施計画（案）」に対するパブリックコメントの募集が開始されている。

「第1次実施計画（案）」によると、民設化を予定している指定管理施設のうち第1次実施計画内にれいんぼう川崎の有償譲渡、長沢壮寿の里の建て替え民設化、多摩川の里・ひらまの里・くさぶえの家・かじがや障害者デイサービスセンターの貸付による民設化が含まれている。これらと第2次計画以降に民設化される施設含めて、いずれも老朽化による建て替えのための資金を想定しておかなくてはならず、これらにどう対応していくか、取捨選択を含めて方針を固め、検討を行う。

#### 2 利用者権利擁護の推進

利用者の権利擁護をはかるため、平成28年度の障害分野に続いて、平成29年度は高齢・児童分野での利用者権利擁護に関する重点点検を行った。

30年度も各施設でも不適切と思われる支援について随時議論できる職場環境の醸成や、権利擁護に関連した研修会の実施や参加等による権利擁護の取組みをさらに推進する。

#### 3 コンプライアンスの強化

近年社会や福祉を取り巻く情勢の変化により、法令や制度が改正される頻度が多くなっている。平成30年度は報酬改定もあり、報酬の過誤請求等を防ぐためにもこれらの情報を的確に把握し正確に処理する体制を整える。また、人事や労務に関する法律や条例改正に関してもその内容を正確に把握し、法人内の必要な規程や要綱の改正など対応できる体制を整え、周知徹底することでコンプライアンスの強化を図る。

#### 4 人材の確保と育成

この数年全ての職種において職員の確保が、年を追うごとに厳しくなっている。それに対する即効性のある対応策は少なく、この数年間試してきた有効な手法を地道に継続し受験者数の増加を図りその中から優秀な人材の確保を行う。平成30年度の新しい試みとしては、法人紹介や採用案内につなげていくために親しみやすいホームページへの改修、地方の養成校に案内を送付するだけではなく、訪問により学生や教員への積極的なアピールを行う等に取り組む。また、全産業的な労働者不足の状況を勘案し将来に向けて外国人労働者の採用について、先行実施法人への状況確認等により調査を進め研究していく。

給与や手当の見直し、及び処遇改善加算を一時金だけではなく複数の手段を組み合わせる事で職員の処遇を改善し、職員確保と定着につなげる手段とする。

人材の育成については、新職務基準に基づいた法人研修の実施や、各施設でのOJTや専門研修の実施、各施設の年間の成果を発表する場としての法人研究発表会の実施等多層的に研修を行うことを継続する。特に法人研修の内容についてその時々的情勢を踏まえたより実効性のある研修内容について検討するために、事務局だけではなく各分野から代表の施設長による研修委員会を設置する。

#### 5 新規事業への取り組み

「さくらの木保育園、さくらの木乳児保育園」園舎の建て替えについては、懸案事項、及び代替地の問題から引き続き川崎市との協議を継続し、平成31年度着工できるように準備を進める。

南部リハビリテーションセンターを含む「川崎市福祉センター跡地活用施設整備基本計画」については、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」にも関連するが、総合リハセンターの考え方、リハセンター整備に伴うれいんぼう川崎在宅支援室のあり方等川崎市の考えを確認し、法人の経営基盤の強化につながる事業であるかどうかの見極めをした上で、参画への検討を行う。

#### 6 災害対策の継続検討

平成29年度は最低必要な共通事項を含んだ各施設や事務局のBCP策定、及びそれらを総体的にまとめた法人BCPの完成を目標としたが、準備遅れから完成を平成30年度と修正し対応していく。

## 7 適正な経理業務の徹底

社会福祉法の改正により平成29年度から会計監査人を導入しており、事務局や各施設の往査を実施する中でより適正な経理業務を行うための指摘をされている。指摘された施設においてはその改善がなされているかの確認を行うとともに、これらの内容を各施設に周知し共通して実施できるようにする。このような取り組みや、経理規程等の再徹底により適正な経理業務の徹底を図るとともに、平成29年度に生じた経理事務にかかる不祥事を二度と起こさないようにチェック体制を強化する。